

# 平成21年度介護保険特別会計決算

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額9億3,539万1,458円、歳出総額9億1,773万1,431円となりました。

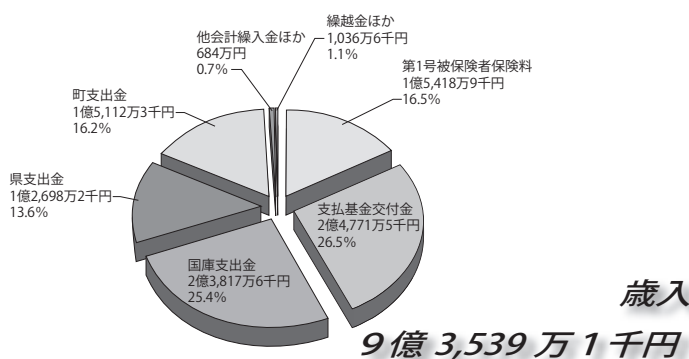
## 歳入の内容

歳入総額(図1参照)は、平成20年度の決算額(8億5,108万6,804円)に比べ8,430万4,654円、9.9%の増となりました。

主な内訳は、第一号被保険者(65歳以上の方)の保険料と社会保険支払基金を通じて交付される第二号被保険者(40歳から64歳までの方)の保険料、国県支出金、町支出金などです。

給付費に対して第一号被保険者が20%、第二号被保険者が30%、国25%、県および町がそれぞれ12.5%負担することになっており、歳入総額の増加は給付費(支出額)の増加によるものです。

図1 歳入内訳

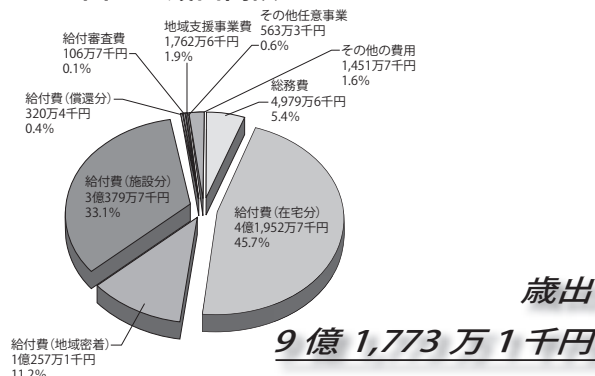


## 歳出の内容

歳出は、総額の9割が保険給付費で、残りが事務や要介護認定に要する経費となっています。

歳出総額(図2参照)は、平成20年度決算額(8億4,072万737円)に比べ7,701万694円の増となっており、そのほとんどが保険給付費の増加によるものです。

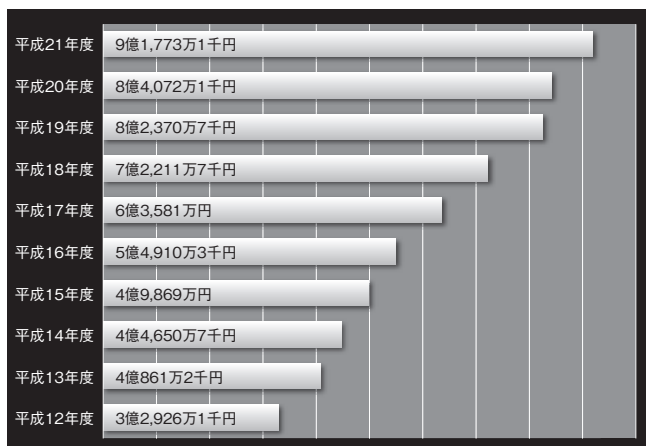
図2 歳出内訳



## 決算額の動向

平成12年度からスタートした介護保険制度も10年を経過し、制度の普及・高齢者の増加などの理由により、サービス提供に係る費用が年々増加しています。(図3参照)

図3 決算額の動向(歳出決算額)



## 要介護認定者数

介護保険制度は、サービスを利用する際に認定を受けている要介護度によって、利用できる内容が限定されるため、その範囲内でサービスを組み合わせることで利用することになります。

要介護認定を受ける方の人数は年々増加し、平成22年3月末現在で592人が認定を受けており、特に要介護1から3の認定を受けている方が全体の半分を占めています。(表1参照)

表1 要介護認定者数(平成22年3月31日現在)(単位:人)

	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成13年3月	41			62	36	30	30	40	239
平成14年3月	43			90	35	35	32	46	281
平成15年3月	44			115	54	54	33	42	342
平成16年3月	47			129	64	65	51	42	398
平成17年3月	47			147	76	74	53	46	443
平成18年3月	43			175	79	86	49	55	487
平成19年3月		15	49	114	112	97	77	55	519
平成20年3月		29	49	115	110	101	70	67	541
平成21年3月		35	75	128	110	95	71	66	580
平成22年3月		40	72	117	104	92	85	82	592

## 保険給付の状況

在宅サービスとは自宅において受けるサービスで、訪問介護や通所介護(デイサービス)、福祉用具貸与などで、地域密着型サービスとはグループホームなどを利用するものです。施設サービスは特別養護老人ホームや介護老人保健施設などを利用するものです。

利用件数は、在宅が11,723件、地域密着型が597件、施設が1,189件で、在宅が、地域密着型と施設の合計の約6.5倍となっています。

保険給付費では在宅が3億8,173万6千円、地域密着型が1億257万1千円、施設が3億379万7千円となっており、1件当たりのサービス単価が大きい施設サービス費が、給付費全体に占める割合でも大きくなっています。(図4-1参照)

在宅サービス利用件数は、要介護認定者に比例して伸びています。件数は1カ月に利用した1つのサービスを1件と計算し、年間数を算出しています。(図4-2参照)

保険給付費は、サービスに要した費用の合計で算出しています。

図4-1 要介護ごとの給付費用

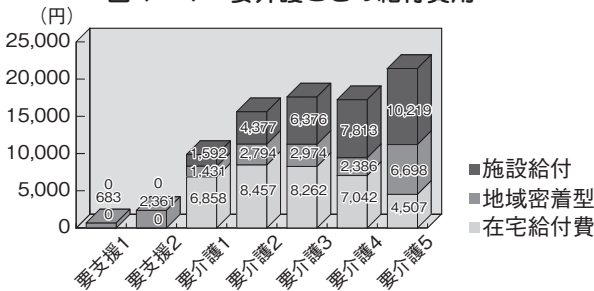
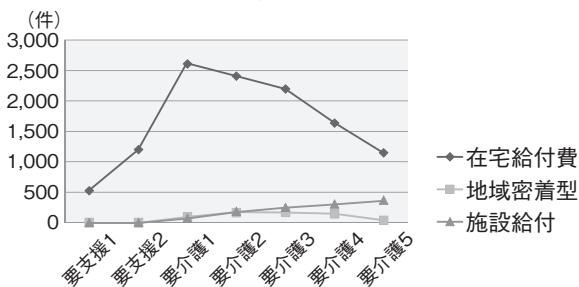


図4-2 要介護ごとの利用件数



## 介護保険の納付状況

平成21年度の介護保険料収納率は98.6%でした。(表2参照)

保険料を納めないと、保険給付費の一部が削減され、サービスが思うように受けられない場合があります。

また、歳入に不足が生じるようになることから、次期計画の保険料算定に影響し、保険料値上げの原因ともなります。制度の趣旨をご理解いただき納期内納入にご協力をお願いします。

表2 介護保険納付状況(第1号被保険者) (単位:円)

	調定額 (収納予定額)	実質収納額	不能欠損額	滞納額	収納率
特別徴収 (受給年金から天引き)	142,488,290	142,488,290			100.0%
普通徴収 (納付書・口座振替)	12,705,310	11,349,645		1,355,665	89.3%
普通徴収 (滞納繰越分)	1,261,656	351,235	371,515	538,906	27.8%
計	156,455,256	154,189,170	371,515	1,894,571	98.6%

## 介護予防支援事業の状況

地域包括支援センターが、要支援1または2の方の介護予防ケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援を行っています。

平成21年度のケアマネジメント業務実績は804件(平成22年3月末の利用者が66人)となっています。(表3参照)

表3 介護保険サービス事業特別会計決算

歳入		歳入合計			(単位:円)
款	項	目	予算額	決算額	予算額と決算額との比較
1. サービス収入	1. 介護給付費収入	1. 介護予防サービス	3,433,000	3,384,000	△ 49,000
2. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	1,000	3,780	2,780
歳入合計			3,434,000	3,387,780	△ 46,220

歳出		歳出合計			(単位:円)
款	項	目	予算額	決算額	予算額と決算額との比較
1. 事業費	1. 介護予防サービス	1. 介護予防サービス	604,000	596,190	7,810
2. 諸支出金	1. 繰出金	1. 他会計繰出金	2,830,000	2,791,590	38,410
歳出合計			3,434,000	3,387,780	46,220

# 平成21年度文化・体育振興基金特別会計決算

平成21年度決算額は、歳入総額4,104,737円、歳出総額3,077,564円で歳入歳出差引額(実質収支)は308,007円で、歳入歳出差引額の全額を基金に決算積み立てしました。

## 歳入の内容

財産運用収入252千円、文化・体育振興基金繰入金3,346千円、一般会計繰入金253千円、寄付金253千円が主な内容です。

## 歳出の内容

基金運用費として3,291千円を文化・体育振興事業に充当したほか、基金造成費として506千円を文化・体育振興基金に積み立てました。

# 平成21年度水道事業会計決算

平成21年度水道事業の概要は、給水人口4,969人、給水戸数1,873戸、年間総配水量63万259立方メートル、年間有収水量(漏水分などを除いた料金収入を得られる水量)49万8,433立方メートルでした。また、新規加入戸数は18戸となりました。

平成21年度の決算報告書、損益計算書および貸借対照表は、それぞれ表1、表2、表3のとおりです。

収益的収支(表1)のうち、収入の決算額は1億5,541万1,753円で、そのうち主な収益の内訳は水道使用料1億2,706万6,529円、一般会計からの補助金2,683万8,966円などとなっています。

次に収益的支出の決算額は1億5,098万6,189円となっており、主な支出の内訳は、減価償却費7,919万8,582円、企業債利息2,596万9,470円、人件費1,733万8,966円などとなっています。

資本的収支の決算額は2億620万274円で、そのうち主な収入の内訳は、国庫補助金666万6千円、一般会計からの補助金1千万円、企業債の借入1億7,780万円などとなっています。次に資本的支出の決算額は2億7,806万8,340円で、主な支出は、広域基幹河川改修に伴う松葉橋橋梁添架工事費1,214万7,450円、石綿セメント管更新事業に要した費用として2,037万6,300円、企業債の償還金2億4千万5,663円となっています。

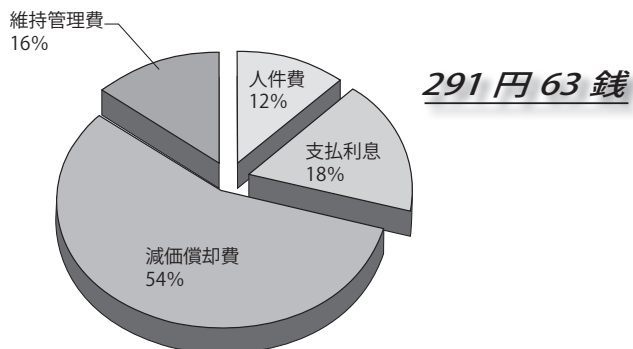
今年度は、既存の高金利の企業債を繰上償還し、低金利の企業債への借換を行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,186万8,066円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額42万2,574円、過年度分損益勘定留保資金7,042万3,846円および当年度分損益勘定留保資金102万1,646円で補てんしました。

今年度の損益(表2)の状況については、収益1億4,936万780円に対し、費用が1億4,535万8,340円で、4百万2,440円の当年度純利益を計上し、前年度繰越欠損金と併せ、1,487万4,869円を当年度未処理欠損金として翌年度に繰越しました。

決算における1立方メートル当たりの供給単価(給水収益を有収水量で割ったもの)は242円79銭、給水原価(年間の費用を有収水量で割ったもの)は291円63銭となっています。また給水原価の費用構成は図1のとおりです。

図1 水道水1m<sup>3</sup>当たりの費用構成給水原価



区分	予算額	決算額
第1款 水道事業収益	154,814,000	155,411,753
第1項 営業収益	127,292,000	127,936,863
第2項 営業外収益	27,522,000	27,474,890
区分	予算額	決算額
第1款 水道事業費用	157,052,000	150,986,189
第1項 営業費用	126,396,000	120,332,853
第2項 営業外費用	30,656,000	30,653,336
区分	予算額	決算額
第1款 資本的収入	206,391,000	206,200,274
第1項 工事負担金	11,925,000	11,734,274
第2項 国庫補助金	6,666,000	6,666,000
第3項 企業債	177,800,000	177,800,000
第4項 他会計補助金	10,000,000	10,000,000
区分	予算額	決算額
第1款 資本的支出	279,176,000	278,068,340
第1項 建設改良費	39,160,000	38,052,677
第2項 企業債償還金	240,006,000	240,005,663
第3項 国庫補助金返還金	10,000	10,000

1. 営業収益			
(1)給水収益	121,015,743		
(2)その他営業収益	870,334	121,886,077	
2. 営業費用			
(1)原水および浄水費	14,418,994		
(2)配水および給水費	3,239,829		
(3)総務費	22,494,149		
(4)減価償却費	79,198,582	119,351,554	
営業利益			2,534,523
3. 営業外収益			
(1)受取利息および配当金	119,586		
(2)他会計補助金	26,838,966		
(3)雑収益	516,151	27,474,703	
4. 営業外費用			
(1)支払利息および企業債取扱諸費	25,969,470		
(2)雑支出	37,066	26,006,536	1,468,167
経常利益			4,002,690
5. 特別損失			
(1)過年度損益修正損	250	250	△ 250
当年度純利益			4,002,440
前年度繰越欠損金			18,877,309
当年度未処理欠損金			14,874,869

資産の部		負債の部	
1. 固定資産		3. 流動負債	
(1)有形固定資産	1,762,645,495	(1)未払金	29,332,524
(2)無形固定資産	99,455,676	(2)前受金	43,806
固定資産合計	1,862,101,171	流動負債合計	29,376,330
2. 流動資産		負債合計	29,376,330
(1)現金預金	102,900,547	4. 資本金	
(2)未収金	32,596,983	(1)自己資本金	538,287,807
(3)貯蔵品	572,769	(2)借入資本金	889,197,855
流動資産合計	136,070,299	資本金合計	1,427,485,662
資産合計	1,998,171,470	5. 剰余金	
		(1)資本剰余金	556,184,347
		(2)欠損金	14,874,869
		剰余金合計	541,309,478
		資本合計	1,968,795,140
		負債および資本合計	1,998,171,470

# 平成21年度小野町人事行政の運営等の状況

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件等人事行政の運用等の状況について、平成21年度の概要をお知らせします。

## 1 職員の任免に関する状況

### (1) 平成21年度新規採用の状況

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

一般行政職	事務職	2人
	技術職	1人
技能労務職		採用なし

### (2) 平成21年度退職者の状況

区分	定年退職	勲奨退職	その他		合計
			普通退職	死亡退職	
一般行政職	3人	1人	—	—	4人
技能労務職	—	1人	—	—	1人
合計	3人	2人	—	—	5人

## 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況 (平成21年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後5時30分	制度なし	正午から午後1時まで	土曜日 日曜日

※平成22年4月1日から執務終了時間を午後5時15分としました。  
 ※小野町ふるさと文化の館は土・日開館、一部の保育園では延長保育の実施のため、この表とは異なる勤務形態をとっています。

### (2) 年次休暇の状況

(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B÷C	取得率 B÷A
2,295	332	59	5.6	15%

※対象職員は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに当該期間中に育児休業、休職、派遣勤務した者を除いています。

### (3) 休暇等の種類 (平成21年4月1日現在)

区分	内容	備考
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、最大20日を超えない範囲内の使用残日数を繰り越すことができる。	採用からの経過年数により繰越日数が異なる
病気休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間	有給
特別休暇 (主なるもの)	・ 出産する場合 出産予定前8週間以内および出産後8週間以内の期間	有給
	・ 配偶者が出産する場合 2日以内の期間	有給
	・ 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳などを行う場合 1日2回それぞれ30分以内	有給
	・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子を看護する必要があるとき 1年に5日以内	有給
	・ 忌引のため勤務しないことが相当である場合 配偶者 10日以内 1親等の直系尊属 7日以内 1親等の直系卑属 5日以内 2親等の直系尊属 3日以内 2親等の傍系者 3日以内など	有給
	・ 夏季における家庭生活の充実などの場合 3日以内	有給
	・ ボランティア活動を行う場合 5日以内	有給
	・ 父母の祭日の場合 その都度 1日以内	有給
	・ 骨髄移植に係る登録、提供を行う場合 必要な期間	有給
	・ 公民権を行使する場合 必要と認められる期間	有給
介護休暇	・ 近親者で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 6月以内	無給

## 3 職員の分限および懲戒処分等の状況(平成22年度)

処分の種類	処分者数	内容
分限処分	0人	分限処分とは、公務効率の維持を目的とした処分で、職務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障などがある場合、職務に必要な適格性を欠く場合などに職員に対して行われる処分です。
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	1人

懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分で、地方公務員法または条例、規則などに違反した場合、職務上の義務に違反したまたは職務を怠った場合、全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合に、職員に対して行われる処分です。

## 4 職員の服従の状況(平成21年度)

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。この服従の基本原則を忠実に実行するため、職員には次のような様々な義務や制限が課せられています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地公法32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	1人
信用失墜行為の禁止 (地公法33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地公法34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務のみに専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法38条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への 従事制限 (地公法38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

## 5 公平委員会の状況(平成21年度)

### (1)公平委員会への事務の委託

地方公務員法第7条第3公の規定により、町には公平委員会を置くこととされています。ただし、同条第4項の規定では、ほかの地方公共団体の人事委員会に委託してその事務を処理させることができるとされており、町では、公平委員会の事務を県の人事委員会に委託しています。また、毎月7月末までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることとしています。

### (2)公平委員会の権限

公平委員会の権限は、地方公務員法第8条第2項に定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること。
- ウ 職員の苦情を処理すること。

### (3)県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

- ア 勤務条件に関する措置の要求の状況……該当なし
- イ 不利益処分に関する不服申し立ての状況  
……………該当なし
- ウ 人事行政相談の状況……………該当なし
- エ その他
  - ・ 職員団体の登録の状況  
……………登録団体名：小野町職員労働組合
  - ・ 変更登録年月日と変更内容……………該当なし
  - ・ 管理職員等の範囲の指定の状況……………該当なし

## 6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

### (1)研修の状況(平成21年度)

職員の資質の向上、勤務能率の向上のため、毎年各種

研修を受講させています。

- ・ ふくしま自治研修センター研修……………15講座20人

### (2)勤務成績の評定の概要(平成21年度)

職員の資質向上、指導監督の有効な指針、公平な人事行政執行のため勤務評定実施規程に基づき、年に1回11月に職員の勤務評定を実施しています。

## 7 職員の福祉および利益の保護の状況(平成21年度)

### (1)職員の福利厚生状況

町では、職員の福利厚生のため、主に次のことを実施しています。

健康診断、生活習慣病予防検診

また、職員の会費で事業行っている職員互助会では、主に次のことを実施しています。

人間ドック助成、永年勤続職員への報償、クラブ活動(3団体)への助成

### (2)公務災害補償制度

職員が公務に起因して災害を受けたり、通勤途上で災害にあった場合、受けた災害に対する保証を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員およびその家族の援護、公務上の災害防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されています。

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金福島支部	0件	—

## 小野町の給与・定員管理などについて

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (平成20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成20年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成21年度	11,701	4,867,396	167,002	983,735	20.2	24.1

※人件費には、議会議員やその他の非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与および退職手当組合負担金などが含まれます。

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当		
平成22年度	116	449,445	51,756	170,569	671,770	5,791

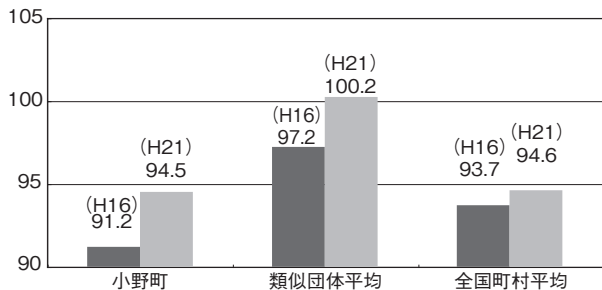
※職員手当には退職手当を含みません。

※給与費は当初予算に計上された額です。

※職員数には、公営企業等会計部門および派遣職員は含みません。

#### (3) 特記事項 なし

#### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、福島県内の国見町・桑折町・鏡石町です。

#### (2) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区 分	小野町		国 初任給	
	初任給	2年後の給料		
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	172,200円
	高校卒	142,500円	146,900円	140,100円
技能労務職	高校卒	136,200円	155,250円	—円

※初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則の運用により、2年後の給料はこれより増減する場合があります。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	参 事	4人	5.5%
5級	課 長	7人	9.6%
4級	副課長・主幹	19人	26.0%
3級	副主幹・主任主査	29人	39.7%
2級	主 査	4人	5.5%
1級	主 事	10人	13.7%

※小野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

### 2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

##### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均給与月額 (国ベース)
	歳	円	円	円
小野町	42.3	319,100	341,500	324,600
福島県	43.8	347,200	420,122	379,814
国	41.5	325,521	—	391,770
類似団体	43.2	322,721	369,079	348,767

##### ② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均給与月額 (国ベース)	
	歳	円	円	円	
小 野 町	53.6	293,100	300,000	295,000	
	うち調理士	50.7	296,500	303,233	298,133
	うち用務員	53.3	291,300	293,300	293,300
福島県	50.8	363,600	408,000	388,157	
国	49.2	285,548	—	322,737	
類似団体	49.3	272,321	288,670	281,942	

※「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

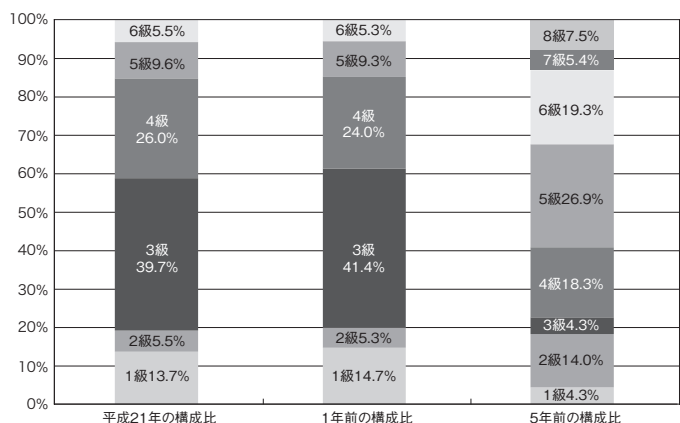
※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当の手当が含まれていないことから比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成21年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	239,000円	—円	361,400円
	高校卒	194,700円	—円	318,100円
技能労務職	短大卒	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円



※平成18年4月1日より給料表を8級制から6級制に変更しています。

(2)昇給期間短縮の状況

区 分		全職種
平成21年度	職員数	A 79人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	B 0人
	比率	B/A 0.0%

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

小野町			国		
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,616千円			-		
(平成20年度支給割合)	期末手当 2.93月分 (1.58)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分	(平成20年度支給割合)	期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 5%~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 5%~25%		

※( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2)退職手当(平成21年4月1日現在)

小野町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり 平均支給額	782千円	24,718千円			

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3)特殊勤務手当 平成14年4月1日から全廃

(4)時間外勤務手当

支給実績 (平成21年度決算)	19,728千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	153千円
支給実績 (平成20年度決算)	16,965千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	142千円

(5)その他の手当(平成21年4月1日現在)

手 当 名		内容及び支給単価	国の 制度との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当 (月額)	扶養親族と して配偶者、 子などを有 する職員	配偶者 13,000円	同		千円	円
		扶養親族 ・扶養しない配偶者を有する場合 6,500円				
		・配偶者なし 1人目のみ 11,000円				
住居手当 (月額)	住居の 区分	持ち家(世帯主) 新築・購入後 5年間 3,500円 上記以外の場合 2,500円	異	持ち家について、新築・ 購入後5年間 2,500円	千円	円
		借家、借間(世帯主) 月額9,500円を超える家賃を支払っている 者に、家賃額-9,500円~27,000円 借家、借間(配偶者など) 世帯主の半額		月額12,000円を超える 家賃に対し一定基準で 支給		
通勤手当 (月額)	交通手段の 区分	公共交通機関利用者(通勤距離2km以上) ・58,000円までは運賃相当額	異	自家用車等利用者 通勤距離60kmを超え、 80kmまで支給区分を 設定	千円	円
		自家用車等利用者(通勤距離2km以上) ・通勤距離2km~80km 2,500~45,500円 ・80km超 48,400円				

※寒冷地手当は、段階的に減額となり、経過措置終了の平成21年度をもって全廃となりました。

## 5 特別職の報酬などの状況(平成21年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 など	
給 料	町 長	副 町 長	給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額
		議 長	553,000円	874,000円/325,000円
報 酬	議 長	副 議 長	568,000円	656,000円/325,000円
		議 員	307,000円	380,000円/243,000円
		議 員	245,000円	285,000円/191,700円
期 末 手 当	町 長	副 町 長	225,000円	261,000円/152,800円
		議 長	(20年度支給割合) 3.30月分	
	議 長	副 議 長	(20年度支給割合) 3.30月分	
		議 員		

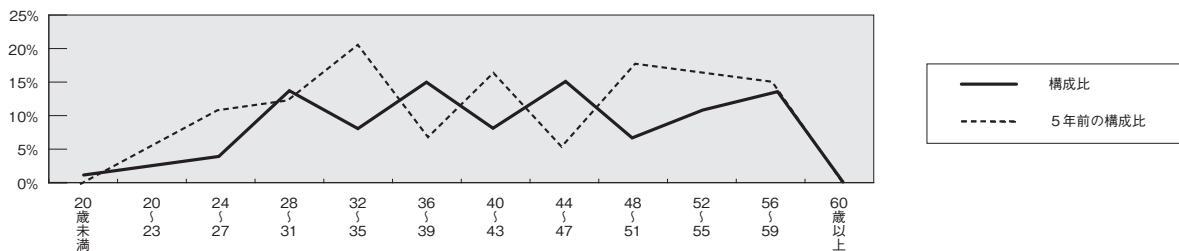
※平成21年5月1日から平成23年3月31日までは、条例月額から、町長の給料については30%を、副町長、教育長の給料については、10%を減額しています。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年		
一般行政部門	議 会	3	2	△1	事務の統合などによる
	総 務 企 画	22	22	0	
	税 務	7	7	0	
	民 生	27	26	△1	事務の統合などによる
	衛 生	5	5	0	
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	8	7	△1	事務の統合などによる
	商 工	2	2	0	
	土 木	8	8	0	
	小 計	82	79	△3	
特別行政部門	教 育	28	29	1	幼児教育部門の業務増
	小 計	28	29	1	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	2	2	0	
	そ の 他	9	9	0	
	小 計	11	11	0	
合 計		121	119	△2	

### (2)年齢別職員構成の状況(平成21年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	2人	3人	10人	6人	11人	6人	11人	5人	8人	10人	0人	73人

### (3)定員適正化計画の数値目標および進ちょく状況

#### ①定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成26年3月31日	一般職の総定員を100名とする

#### ②平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成16年度から平成20年度	24人減	124人
平成21年度から平成25年度	24人減	100人